

# 序章 はじめに

## 第1節 計画作成の背景と目的

### 1 背景

指宿市は、鹿児島県の薩摩半島南端部に位置している。本市は、九州最大の湖である池田湖や、秀麗な姿で「薩摩富士」と称される開聞岳、天然の良港の山川港があり、また、肥沃な大地に恵まれている。これらは、有史以前から活動を続ける火山によって形成されたものである。また、火山の地熱によって、市域全体には1,000か所を越える温泉源が所在し、九州有数の温泉地としても知られている。

本市の歴史文化<sup>\*</sup>は、上記のような火山活動によって形作られた大地と、豊かな自然環境をベースとして形成されていった。その過程で、九州内及び本州等の文化が、薩摩半島沿いに南下して、あるいは、大隅半島を経由して本市へ流入した。また、古くから奄美や沖縄などの南西諸島からの文化の流入もあった。中世においてヨーロッパ世界が大航海時代に入ると、ヨーロッパの船舶は日本に向かうために南西諸島を北上した。南方からの船にとって日本で最初に到達する港が山川港であった。このことから、本市は中世においてヨーロッパ世界への玄関口となり、近世には琉球との交易の窓口であった。

このような、地理的・歴史的環境を背景に形成された、本市の歴史文化を示す多様な歴史文化資源（詳細第2章）は、市内各所に多数遺っている。

しかし、近年は過疎化や少子高齢化が進んだことで、歴史文化資源を継承する担い手が不足しつつある。このことから、市は歴史文化資源を滅失や散逸からどのように守るのかを大きな課題と位置付けている。さらに、令和2年（2020）初頭から、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、ヒト・モノの移動が制限された。このことで、ヒトとヒトとの繋がりの希薄化が進み、地域コミュニティの存続にも大きな影響が出てきている。地域コミュニティは、歴史文化資源の保存と継承に重要な役割を果たしてきた。そのため、市は歴史文化資源の保存と継承への重大な影響を懸念している。

一方、近年のまちづくりでは、地域の特色ある歴史文化資源を活用する事例が増えている。同時に、企業やNPO法人等は歴史文化資源の利活用を新たなビジネスの機会としている例がある。

本市においては、大河ドラマ「篤姫」や「西郷どん」の放映を契機として、指宿市観光協会が「指宿まるごとガイド会」を組織し、市民や観光客を対象としてガイドするなど、歴史文化資源を観光資源として活用した。しかし、ドラマの終了とともに来訪者が減少し、現在では観光利用がわずかとなった。こうした背景を踏まえ、今後は持続可能な歴史文化資源の活用を検討する必要がある。

### 2 指宿まるごと博物館構想と関連事業

本市は、平成18年度に協働のまちづくり推進に伴う集落長アンケートを実施した。その中で、「自分の集落に自慢できるものがあるか」という問い合わせに対して、8割近くの集落長が「ない」と回答した。

指宿市教育委員会では、それまでも、指宿市考古博物館時遊館COCICOはしむれにおいて、地域に所在する文化財等を活用した企画展等を実施してきた。しかしながら、集落長アンケートの結果は、市民に対する本市の歴史文化の普及・啓発が不十分であったことを示していた。

このことを受け、多くの指宿市民に地域の歴史文化に誇りを持って欲しいという考え方から、平成20年度（2008）に指宿市教育委員会社会教育課は「指宿まるごと博物館構想」を作成した。

この構想は、指宿市全体を博物館ととらえ、市域にある文化財・自然・産業・施設・郷土芸能・伝統行事・イベントなどのすべてを貴重な「展示品」と位置付け、それを人づくりやまちづくりに活かしていくとしている。構想の実施によって、市内にある文化財等の個々の「展示品」の保存・展示・活用に市民が関わることに繋がり、市民が地元の文化や自然の成り立ちを知ることに繋がるとした。そして、観光客をはじめ、より多くの人たちにそれらを見学・参加してもらうことで、市民が地域の魅力を再認識する機会になるとし、結果的に、



図1 指宿まるごと博物館構想図

市民が文化財等を将来に継承する気運を高めていけるものとしている。本市は、平成21年度（2009）から、指宿まるごと博物館構想に基づいて各種事業を実施してきた（表1）。

指宿まるごと博物館構想に基づく事業として、指宿市考古博物館時遊館C O C C O はしまれの企画展ではこれまで扱わなかった火山・産業をテーマとした企画展を開催することで、本市の魅力を発信した。

また、本市は、文部科学省の補助事業を活用し、篠姫・山川港・濱崎太平次・枚闘神社周辺の四つのコースのガイド育成に協力した。

この中で特徴ある取り組みは、大人向けの指宿まるごと博物館ガイドブックと小中学生向けのジュニア版のガイドブック作成と、それを基にして行う「いぶすき検定」と「いぶすきジュニア検定」である。検定は指宿商工会議所が主となって行った。いぶすき検定は平成24年度から、いぶすきジュニア検定は平成26年度から毎年実施されている。いぶすきジュニア検定は、市内の小学5年生から中学2年生を対象に実施されているが、全体の受験率は9割を超えており、小中14校中12校の受験率は100%である。

一方、郷土芸能（民俗芸能）と伝統行事の保存団体は担い手確保に苦慮し、その存続が危うくなってきていた。そのため、平成26年度（2014）から平成28年度（2016）の3か年で記録映像を作成した。35の郷土芸能、11の伝統行事の映像DVDと説明冊子を作成し、公立図書館、学校図書館、保存団体等へ配布した。

このように、本市は指宿まるごと博物館構想に基づいて、歴史、文化財、自然、産業、伝統行事などを題材に、様々な事業を実施してきた。しかしながら、この構想には、地域社会総がかりで歴史文化資源の保存と活用を進めていくための、実施計画がない点が課題となっている。

※歴史文化：「歴史文化」とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものを指す。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境と言い換えることができる。

**表 1 指宿まるごと博物館構想に基づく各種事業**

年度	事業名
平成21年度	博物館企画展 指宿まるごと博物館Ⅰ 火山銀座探検の巻
平成22年度	博物館企画展 指宿まるごと博物館Ⅱ 港にまつわる珍談・奇談-いぶすき産業見聞録-
平成23年度	指宿まるごと博物館ガイド育成事業
	映画「いぶすき風土記」制作と上映
	ふるさとの伝承・昔話の教材化事業（教材化「はなたんご」「焼印を押されたカッパ」「かごしま」）
	博物館企画展 指宿まるごと博物館Ⅲ 古代海洋冒險談
平成24年度	指宿まるごと博物館ガイドブック作成事業
	指宿検定初級開始（実施主体：指宿商工会議所）
	指宿まるごと博物館ガイド育成事業
	映画「太平次-旅立ちー」の制作
	「そげんじやったな一指宿の写真展」開催と写真資料の収集・整理
	ふるさとの伝承・昔話の教材化事業（教材化「開聞岳はけんか好きか」「いぶすき竜宮伝説」「梅酒」）
	外国人に対する博物館の展示案内等整備事業
	博物館企画展 指宿まるごと博物館Ⅳ 指宿みなど物語 薩摩を支えた山川港
	校区まるごと博物館構想推進モデル事業
平成25年度	いぶすき検定中級開始（実施主体：指宿商工会議所）
	指宿まるごと博物館ガイドブック（ジュニア版）刊行（毎年新5年生に配布）
	指宿の戦跡映像・指宿の昔話映像作成、昔の指宿の写真集刊行
	博物館企画展 指宿まるごと博物館Ⅴ 小野民俗学と薩南民俗からみた指宿の民俗
	いぶすき検定上級開始（実施主体：指宿商工会議所）
平成26年度	いぶすきジュニア検定開始
	指宿文化遺産図鑑第1巻・DVD刊行（郷土芸能10団体、伝統行事3行事）
	博物館企画展 指宿まるごと博物館VI 火山のめぐみと黒潮交流
	指宿文化遺産図鑑第2巻・DVD刊行（郷土芸能8団体、伝統行事2行事）
平成27年度	博物館企画展 指宿まるごと博物館VII 海はすごい！沖縄南島との海物語
	指宿文化遺産図鑑第3巻・DVD刊行（郷土芸能17団体、伝統行事7行事）
	博物館企画展 指宿まるごと博物館VIII もっと大好き指宿展-海に囲まれた私たちのまち-
平成29年度	指宿市文化遺産パネル展示作成事業（鰐集落・山川港周辺・枚聞神社周辺パネル及びチラシ作成）
	指宿市文化遺産を活かしたまち歩き及びガイド育成事業
	指宿市伝統文化用具等整備事業（小牧チョイノチョイ踊り保存会、小牧四ツ竹踊り保存会、新西方棒踊り保存会、成川そば切り踊り保存会、下門猿の子踊り保存会、宮坂田踊り保存会）
	博物館企画展 指宿まるごと博物館IX 西郷隆盛と海洋国家薩摩（2か年）
	指宿市文化遺産パネル展示作成事業（指宿文化遺産手帖～郷土芸能編～）刊行
令和元年度	指宿市文化遺産を活かしたまち歩き及びガイド育成事業
	指宿市伝統文化用具等整備事業（成川神舞保存会、上野棒踊保存会、相撲甚句保存
	博物館企画展 指宿まるごと博物館X 海をみつめた古代人-イブスキ人の起源
令和2年度	指宿市文化遺産パネル展示作成事業（指宿文化遺産手帖～史跡・有形文化財・天然記念物～）刊行
	指宿市文化遺産を活かしたまち歩き及びガイド育成事業
	指宿市伝統文化用具等整備事業（福元棒踊り保存会、開聞龍宮太鼓保存会）
	博物館企画展 指宿まるごと博物館XI 海神開聞岳展
令和3年度	指宿市文化遺産パネル展示作成事業（指宿文化遺産手帖～埋蔵文化財編～）刊行
	指宿市文化遺産を活かしたまち歩き及びガイド育成事業
	指宿市伝統文化用具等整備事業（川尻棒踊り保存会、成川そば切り踊り保存会、高野原さまぶり保存会）
	博物館企画展 指宿まるごと博物館XII 泉都指宿一度はおいで-世界に誇る海浜温泉-
令和4年度	博物館企画展 指宿まるごと博物館XIII 指宿が生んだ芸術家 木佐貫熙展

### 3 目的

指宿市では、本市の各種計画の中に「指宿まるごと博物館構想」を盛り込んできている。また、「指宿まるごと博物館構想」に基づいた事業を実施しているが、前項で示したように、指宿まるごと博物館構想に基づいて、地域社会総がかりで歴史文化資源の保存と活用を進めていくための実施計画を作成していない。

さらに、鹿児島県は令和3年度に鹿児島県文化財保存活用大綱を定めている。

このことを受け、指宿市では「指宿まるごと博物館構想」で示したように、市域にある歴史文化資源を保存・活用することで、今後10年間において歴史文化資源をまちづくり、人づくりにつなげることを目的とし、文化財保護法第183条の3に基づき、「指宿市文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という）を作成する。

## 第2節 地域計画の位置付け

地域計画は、『第二次指宿市総合振興計画（後期基本計画）』、『指宿市教育大綱』、『第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）』、『指宿市過疎地域持続的発展計画』、『第二期指宿市まち・ひと・しごと総合戦略』、『指宿市地域防災計画』、『指宿市強靭化計画』<sup>じん</sup>で示す目標の実現を図るため、「歴史・文化」分野のマスタートップラン・アクションプランとして位置付けられる。同時に、関連する分野における各種施策の効果的な推進を後押しする役割も担い、また、鹿児島県が令和3年度に定めた『鹿児島県文化財保存活用大綱』を勘案した計画と位置付けられる。

『第二次指宿市総合振興計画（後期基本計画）』（令和3年3月）では、市の将来像を「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」とし、その実現に向けて、

「地域資源を最大限活用」するまちづくり～食の安定供給・交流の促進～

「生活の質の向上」を目指すまちづくり～自然との共生・健康への貢献～

「人づくり」を重視するまちづくり～次世代の育成・パートナーシップ～

一人ひとりが輝くまちづくり～いのちと人権の尊重～

の四つの基本理念を設け、その下に七つの基本目標を設定している。

このうち、基本目標5「【教育文化】郷土を愛し未来を拓く心豊かな人材を育むまち」については、「市民が自らの個性を伸ばすとともに能力の向上につながるような生涯学習機会の創出や、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、それらを次代に引き継げるような環境をつくる」とした。

そして、基本目標5の基本計画6として「文化財の保存・活用」を示した。基本計画6の現状と課題では、「文化財の保存と継承については、少子高齢化等により、後継者不足や指導者の高齢化が進んでいます。」とした。また、文化財は「市の歴史や文化、地域の伝統を正しく理解するための貴重な財産であることから、今後も市民の保護意識の高揚を図るとともに、適切な調査・保存や後継者等の育成に努める必要があります。」とした。基本方針として、「『指宿まるごと博物館構想』に基づき、市民の共有財産である文化財の適切な調査・保存を進めるとともに、より多くの市民が歴史と文化に興味を持ち、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう郷土教育や観光面への活用を図り、地域で大切に受け継がれてきた郷土芸能や伝統行事を、市民に広く周知するとともに、その保存と継承に努めます。」とした。これに基づき、主要施策として、

1. 埋蔵文化財の調査・保存
2. 有形文化財等文化財の保存・活用
3. 郷土芸能や伝統行事の保存・継承
4. 文化財保護意識の高揚
5. 時遊館C O C C O はしむれの利用促進

を示した。

『指宿市教育大綱』（令和3年3月）では、基本理念として「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」を示し、取り組みの視点の中に「郷土の教育的な伝統や風土の活用」を掲げ、施策の重点項目に「指宿まるごと博物館を活用した人づくり」を掲げた。

そして、『第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）』の、今後において計画的に取り組む施策について、「V. 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興」の中で、「⑤地域文化の継承・発展」と「⑥文化財の保存・活用」を挙げた。

『指宿市過疎地域持続的発展計画』（令和5年3月変更版）では、「第8章 地域文化の振興等」の中で、「歴史等を中心とした各種文化財に関しては、指宿市考古博物館時遊館C O C C O はしむれを拠点に文化財の調査や記録をとおした地域資源の掘り起こしと、新たな価値を付加しながら情報の集約・発信を行っていく必

要がある。このような観点から、市内の文化をより深く知り、活用し、享受するために、パンフレットの作成や映像記録の作成、看板などの総合的な整備に取り組み、それらを基に、郷土意識の醸成を目指すとともに、地域コミュニティ活性化の中心核の一つとして文化財を活用し、併せて人材育成を図っていく。」とした。

また、『第二期指宿市まち・ひと・しごと総合戦略』（令和2年2月制定・令和3年8月一部改訂）では、基本目標の「2. “多彩”なつながりを築き、指宿への新しいひとの流れをつくる」の中で、「（ウ）「ようこそ！いぶ好き大好き」おもてなしプロジェクト」として「③新たな観光素材の創出」と「（オ）「芸術あふれる！文化でいぶ好き」感動プロジェクト」として「①芸術文化を通じた交流人口の拡大と地域活性化の推進」を掲げた。

指宿市の歴史文化は、生活やまちづくりの基盤として欠くことのできない重要な役割を担っている。そして、『第二次指宿市総合振興計画（後期計画）』で掲げた、自然環境の保全や農林水産業・商工業の活性化、観光振興、地域間交流、生涯学習などの各分野の施策の推進には、歴史文化への配慮やその活用が不可欠である。

### 第3節 計画期間

地域計画の計画期間は、令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10年間とする。この期間については、本市の他の計画が期間を10年としていることに合わせた。また、鹿児島県が令和3年度に鹿児島県文化財保存活用大綱を定めたことを受け、作成を開始した。

本市の市政運営の最上位計画である『第二次指宿市総合振興計画（後期計画）』、文化振興並びに教育分野の上位計画である『指宿市教育大綱』・『第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）』の計画期間は、令和3年度（2021）から令和7年度（2025）である。地域計画作成後に、第3次指宿市総合振興計画と指宿市教育大綱・第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）等が策定されるが、その際には地域計画の内容を反映させる。

計画期間中において、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査・整備等の進展、財政状況、また、計画に記載した措置等の取組の進捗状況等を踏まえ、計画内容あるいは期間等について中間見直しを実施するものとする。見直しの結果、

- ・計画期間の変更
- ・市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

を行う場合は、計画の変更について文化庁長官の認定を受けるものとする。また、それ以外の軽微な変更を行う場合は、当該変更の内容について鹿児島県及び文化庁に報告する。

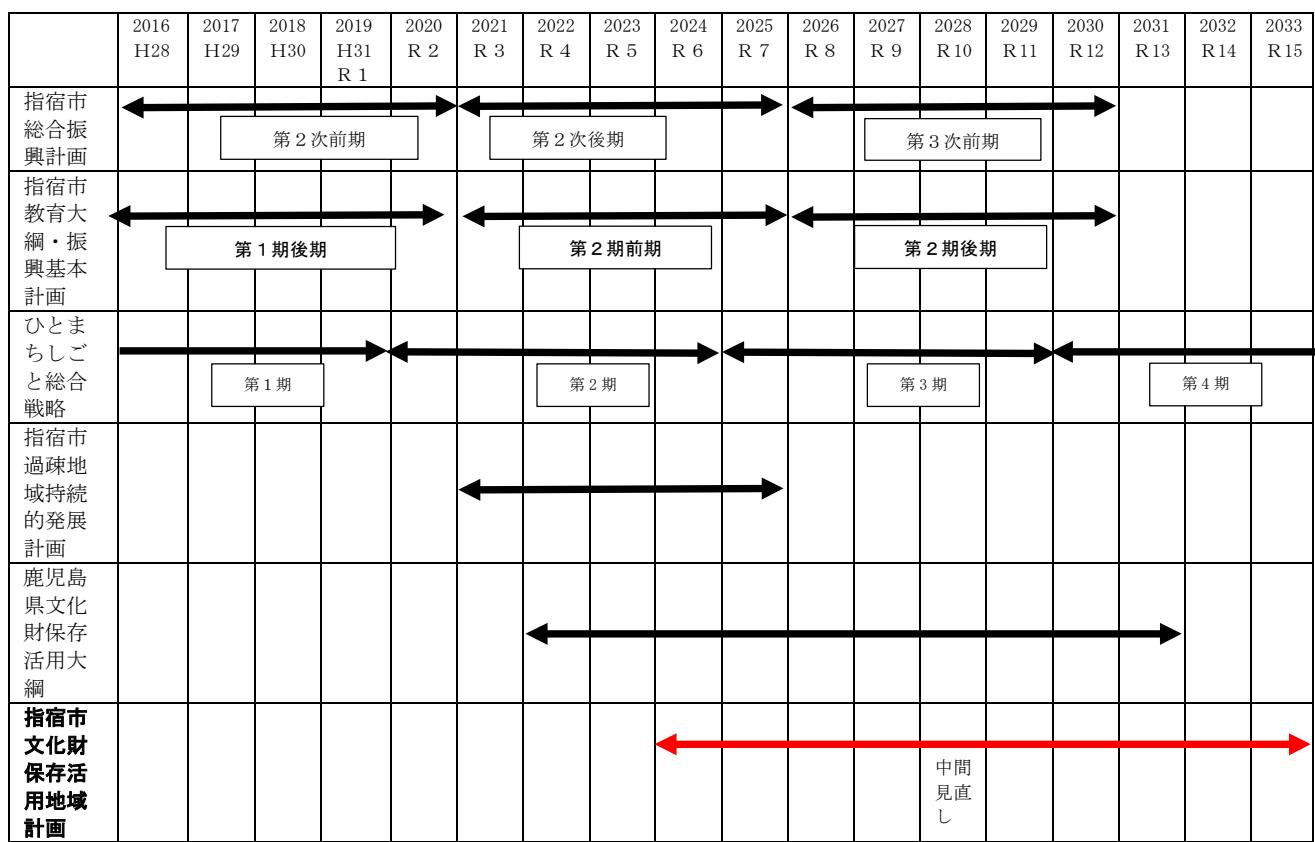


図2 計画期間図

## 第4節 指宿市文化財保存活用地域計画の作成体制

地域計画の作成に当たり、令和3年7月に『指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱』（以下「要綱」という）を制定した（要綱は『資料編』に所収）。これに基づき、指宿市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という）を設置した。協議会は文化財保護法第183条の9に基づく協議会である。

協議会の所掌事務は、要綱第2条の「（1）地域計画の作成に係る検討及び協議に関する事項」である。これに基づき、協議会から意見聴取した。

協議会は、要綱第3条によって、委員25人以内で組織し、委員は次に掲げる者の内から教育長が委嘱または任命した（委員名簿は『資料編』に掲載）。

- （1）文化財の所有者
- （2）学識経験を有する者
- （3）自治公民館連絡協議会の代表者
- （4）文化財に関する団体の代表者
- （5）商工に関する団体の代表者
- （6）観光に関する団体の代表者
- （7）市の職員
- （8）鹿児島県教育委員会の職員
- （9）教育長が必要と認める者

要綱第7条により、協議会の庶務は、指宿市教育委員会生涯学習課において処理した。

令和3年度（2021）から令和5年度（2023）における協議会の開催と、意見聴取内容及び、地域計画作成経緯に関しては、資料編に掲載した。

また、文化財保護法第183条の3に基づき、地域計画は指宿市文化財保護審議会の意見聴取を行った。意見聴取内容及び、保護審議会名簿は『資料編』に記載した。

## 第5節 地域計画における歴史文化資源の定義

### 1 地域計画で扱う計画対象

地域計画においては、指定・未指定に関わらず市内に存在する地域特有の文化財で、市民共通の財産として価値あるものを「歴史文化資源」と定義する。この中で、「文化財」については、文化財保護法（以下「法」と表記）に定められ、文化庁によってその体系図が示されている。地域計画では、文化財保護法の定義に当たるまらないものとその他のものを含めて、以下の分類を設定した。なお、ixからxが、法の定義に当たるまらないものであるが、その重要性に鑑み、地域計画においては分類に加えた。また、xiは歴史文化資源の保存や活用にとって重要なものとして、その他歴史文化資源に位置付けた。

#### i 有形文化財

- ・建造物
- ・美術工芸品：絵画、彫刻、工芸品、書跡、しょせき 典籍、てんせき 古文書、考古資料、歴史資料

#### ii 無形文化財

- ・演劇
- ・音楽
- ・工芸技術等

#### iii 民俗文化財

- ・有形の民俗文化財：無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
- ・無形の民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術

#### iv 記念物

- ・遺跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等
- ・名勝地：庭園、橋梁、りょう 峽谷、海浜、山岳等
- ・動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）
- ・植物（自生地を含む）
- ・地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）

#### v 文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地

#### vi 伝統的建造物群

- ・宿場町、城下町、農漁村等

#### vii 埋蔵文化財

- ・土地に埋蔵されている文化財

#### viii 文化財の保存技術

- ・文化財の保存に必要な材料や用具の製作、修理・修復の技術等

#### ix 文化的資産

- 昔話、伝承、方言、地名、行事、イベント

#### x 産業遺産

- 農業：現在及び過去の農業を示す資料（歴史資料・行政資料・統計資料を含む）
- 林業：現在及び過去の林業を示す資料（歴史資料・行政資料・統計資料を含む）
- 漁業：現在及び過去の漁業を示す資料（歴史資料・行政資料・統計資料を含む）
- 観光業：現在及び過去の観光業を示す資料（歴史資料・行政資料・統計資料を含む）
- 温泉業：現在及び過去の温泉業を示す資料（歴史資料・行政資料・統計資料を含む）
- 鉱業：現在及び過去の鉱業を示す資料（歴史資料・行政資料・統計資料を含む）

#### xi 施設 歴史文化資源の保存や活用にとって重要な拠点となる各種の施設

## 文化財の体系図

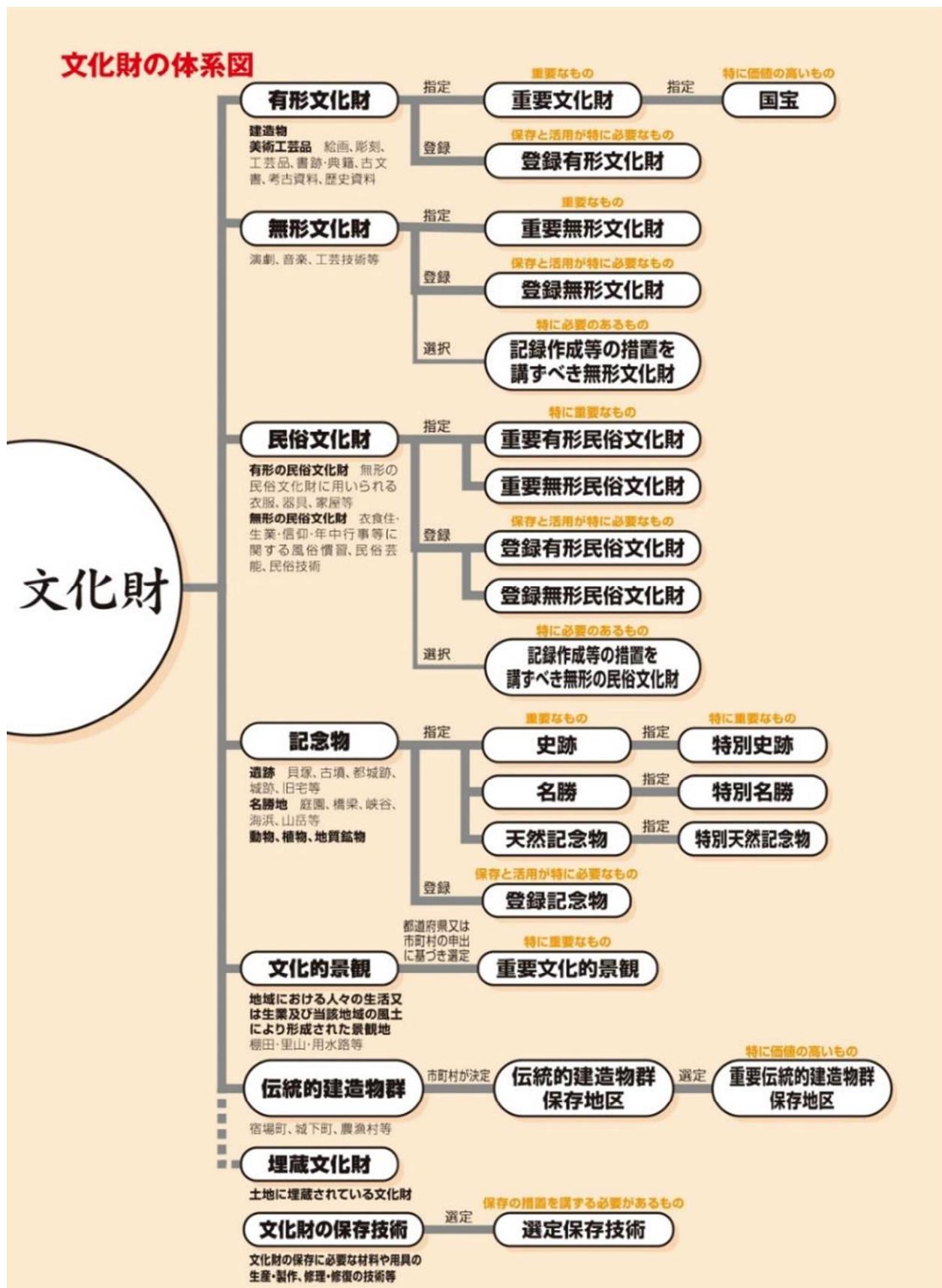


図3 文化財の体系図 (文化庁HPより)

## 歴史文化資源

### 文化財保護法の定義に当てはまらないもの

- ix 文化的資産（昔話、伝承、方言、地名、行事、イベント）
- x 産業遺産（農業・林業・漁業・観光業・温泉業・鉱業）

### その他の歴史文化資源と位置付けるもの

- xi 施設（歴史文化資源の保存や活用にとって重要な拠点となる各種の施設）

### 文化財保護法で定めた文化財

#### 文化財保護法第2条 6類型の文化財

- i 有形文化財（建造物、美術工芸品、書跡、典籍、古文書・考古資料、歴史資料）
- ii 無形文化財
- iii 民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）
- iv 記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）
- v 文化的景観
- vi 伝統的建造物群

#### 上記以外の文化財

- vii 埋蔵文化財
- viii 文化財の保存技術

## 指定等文化財

図4 指宿市歴史文化資源イメージ図